

共同活動の手引き

農林水産省農村振興局

この共同活動の手引きは、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理や農村環境の保全等、全国で実施されている多様な活動について、活動のねらい、活動の内容、配慮事項等参考となる情報等を記載したものです。

平成19年3月

目 次

第一章 資源の適切な保安全管理に必要な活動（基礎部分）	1
I 点検活動	1
1. 遊休農地等の発生状況の把握	1
2. 開水路（ゲート等含む）に関する施設の点検	2
3. パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する施設の点検	3
4. ため池（管理道路含む）に関する施設の点検	4
5. 農道に関する施設の点検	5
II 計画策定	6
共同作業計画の策定	6
III 実践活動	8
1. 農用地に関する項目	8
(1) 畦畔・農用地法面等の草刈り	8
(2) 遊休農地発生防止のための保安全管理	10
(3) 防風林の枝払い・下草の草刈り（畑）	12
2. 開水路（ゲート等含む）に関する項目	14
(1) 配水操作	14
(2) 水路の草刈り	15
(3) 水路の泥上げ	17
3. パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目	19
(1) 配水操作	19
(2) ポンプ場、調整施設等の草刈り	20
(3) ポンプ吸水槽等の泥上げ	21
(4) かんがい期前の注油	22
4. ため池（管理道路等含む）に関する項目	23
(1) 定期的な見回り	23
(2) 配水操作	24
(3) ため池の草刈り	25
(4) ため池の泥上げ	27
(5) かんがい期前の施設の清掃・除塵	29
(6) 管理道路の管理	30
5. 農道に関する項目	32
(1) 砂利の補充	32
(2) 路肩・法面の草刈り	34
(3) 側溝の泥上げ	35

第二章 農地・水向上活動（誘導部分）	37
I 機能診断	37
1. 農用地に関する施設の機能診断・診断結果の記録管理	37
2. 開水路に関する施設の機能診断・診断結果の記録管理	40
3. パイプラインに関する施設の機能診断・診断結果の記録管理	43
4. ため池に関する施設の機能診断・診断結果の記録管理	45
5. 農道に関する施設の機能診断・診断結果の記録管理	48
II 計画策定	51
年度活動計画の策定	51
III 実践活動	53
1. 農用地に関する項目	53
(1) 畦畔の再築立	53
(2) 農用地法面の初期補修	54
(3) 鳥獣害防護柵の適正管理	56
(4) 防風ネットの適正管理	58
(5) 暗きよ施設の清掃	59
(6) 農用地の除れき	61
(7) 異常気象等後の見回り	62
(8) 異常気象等後の応急措置	63
(9) きめ細やかな雑草対策	64
(10) 機能診断・補修技術の研修	68
2. 開水路（ゲート等含む）に関する項目	70
(1) 水路側壁のはらみ修正	70
(2) 目地詰め	72
(3) 表面劣化に対するコーティング等	75
(4) 不同沈下に対する早期対応	77
(5) 側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強	79
(6) 水路に付着した藻等の除去	81
(7) 遮光施設の適正管理	83
(8) 水路法面の初期補修	84
(9) 破損施設の改修	85
(10) 通水試験の実施	87
(11) ゲート類等の保守管理の徹底	88
(12) 異常気象等後の見回り	90
(13) 異常気象等後の応急措置	91
(14) きめ細やかな雑草対策	92
(15) 機能診断・補修技術の研修	95
3. パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する項目	97
(1) 給水栓ボックス基礎部の補強	97
(2) 破損施設の改修	99
(3) 遮光施設の適正管理	101

(4) 通水試験の実施	102
(5) パイプ内の清掃	104
(6) 給水栓に対する凍結防止対策	105
(7) 空気弁等への腐食防止剤の塗布等	107
(8) 異常気象等後の見回り	108
(9) 異常気象等後の応急措置	109
(10) きめ細やかな雑草対策	110
(11) 機能診断・補修技術の研修	113
4. ため池（管理道路等含む）に関する項目	115
(1) 遮水シートの補修	115
(2) コンクリート構造物の目地詰め	116
(3) コンクリート構造物の表面劣化に対する対応	118
(4) 堤体侵食の早期補修	119
(5) 遮光施設の適正管理	121
(6) 破損施設の改修	123
(7) ゲート類の保守管理の徹底	125
(8) 水抜きによる点検・補修	127
(9) 異常気象等後の見回り	129
(10) 異常気象等後の応急措置	131
(11) きめ細やかな雑草対策	133
(12) 機能診断・補修技術の研修	137
5. 農道に関する項目	139
(1) 側溝の目地詰め	139
(2) 側溝の不同沈下に対する早期対応	141
(3) 側溝の裏込め材の充填	143
(4) 路肩・法面の初期補修	145
(5) 破損施設の改修	147
(6) 異常気象等後の見回り	150
(7) 異常気象等後の応急措置	152
(8) きめ細やかな雑草対策	153
(9) 機能診断・補修技術の研修	157
(10) 軌道等の運搬施設の維持保全（畑）	159
第三章 農村環境向上活動（誘導部分）	161
I 計画策定	166
1. 生態系保全計画の策定	166
2. 水質保全計画の策定	175
3. 景観形成・生活環境保全計画の策定	183
4. 水田貯留機能増進・地下水かん養に係る地域計画の策定	191
5. 資源循環に係る地域計画の策定	198
II 啓発・普及	205
1. 広報活動	205
2. 啓発活動	207

3. 地域住民等との交流活動	209
4. 地域内の規制等の取り決め	211
5. 学校教育等との連携	213
6. 行政機関等との連携	216
Ⅲ 実践活動	217
1. 生態系保全に関する項目	217
(1) 生物の生息状況の把握	217
(2) 生態系保全に配慮した施設の適正管理	226
(3) 水田を活用した生息環境の提供	232
(4) 生物の生活史を考慮した適正管理	236
(5) 放流・植栽を通じた在来生物の育成	239
(6) 外来種の駆除	242
(7) 希少種の監視	247
2. 水質保全に関する項目	251
(1) 水質保全を考慮した施設の適正管理	251
(2) 水田からの排水（濁水）管理	253
(3) 循環かんがいの実施	255
(4) 非かんがい期における通水	257
(5) 水質モニタリングの実施・記録管理	259
(6) 排水路沿いの林地帯等の適正管理（畑）	261
(7) 沈砂池の適正管理（畑）	263
(8) 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理（畑）	264
3. 景観形成・生活環境保全に関する項目	266
(1) 農業用水の地域用水としての利用・管理	266
(2) 景観形成のための施設への植栽等	269
(3) 農用地を活用した景観に配慮した作付け	272
(4) 施設等の定期的な巡回点検・清掃	273
(5) 伝統的施設や農法の保全・実施	275
(6) 農用地等を活用した景観形成活動	278
(7) 農用地からの風塵の防止活動（畑）	279
4. 水田貯留機能増進・地下水かん養に関する項目	280
(1) 水田の貯留機能向上活動	280
(2) 地域排水機能向上のための施設操作	283
(3) 水田の地下水かん養機能向上活動	284
(4) 水源かん養林等の保全	286
5. 資源循環に関する項目	287
(1) 有機性資源のたい肥化	287
(2) 間伐材等を利用した防護柵等の適正管理	289
(3) 農業用水の反復利用	290
(4) 小水力発電施設の適正管理	292

参考

融雪材の散布 293
 融雪排水促進のための溝きり 294
 積雪被害防止活動 295

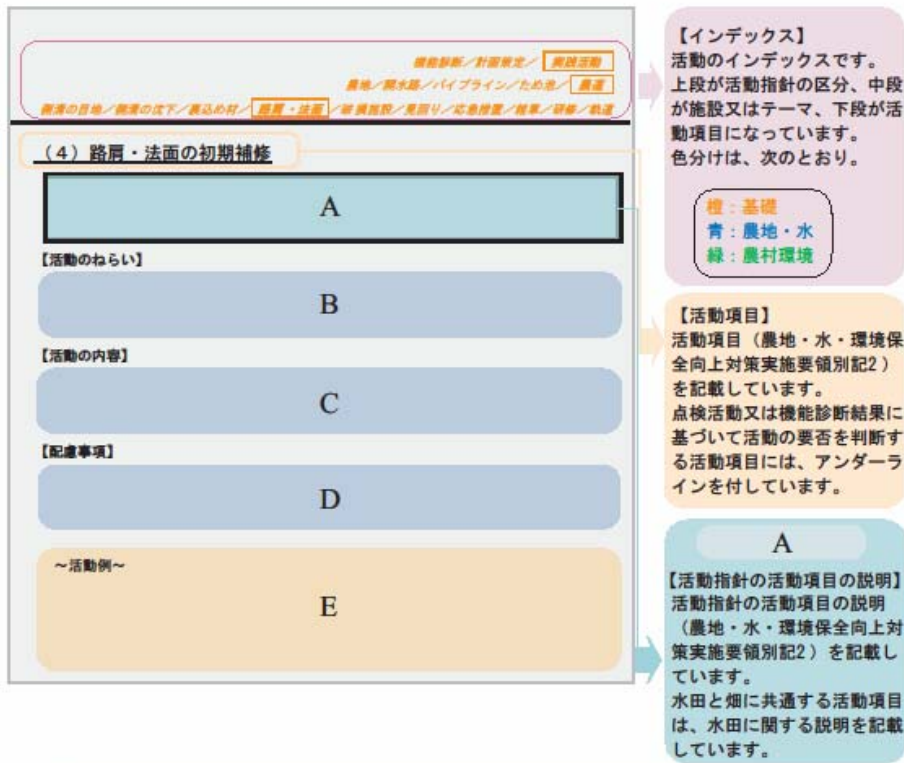
索引

..... 296

資料編

・農地・水・環境保全向上対策実施要領（別記2）活動指針 300

共同活動の手引きの見方



- B** **【活動のねらい】**
 共同活動を行うねらいや背景、活動の重要性を簡潔に説明したものです。
- C** **【活動の内容】**
 各活動の一般的な実施方法、実施時期等を例示したものです。
- D** **【配慮事項】**
 活動に際しての留意点や考慮を要する点等、共同活動を計画する際や実践の際に予め検討しておくことが望ましい事を想定して記載したものです。
- E** **【活動例】**
 全国の活動事例を基に、「活動内容」、「活動時期」、「参加者」等に項目立てで紹介したものです。

第一章 資源の適切な保安全管理に必要な活動（基礎部分）

I 点検活動

1. 遊休農地等の発生状況の把握

協定に位置付けたすべての農用地について、適切な共同作業計画を策定するために、遊休農地等の発生状況を把握していること。

【活動のねらい】

農用地は、地域の生産活動や農村環境の基盤です。協定に位置付けた施設の機能を維持するために、適切な共同作業計画を策定する際には、遊休農地等の発生状況を把握していることが大切です。

注) 遊休農地等：農用地であって現に耕作の目的に使われておらず、かつ、引き続き耕作の目的に使われないと見込まれるもの及び現在は遊休農地になっていないが、今後遊休農地となるおそれのある農用地。

注) ここで言う協定とは、地域活動組織が市町村と結ぶ協定をいう。

【活動の内容】

点検に当たっては、地籍図や国土基本図のような地区内の農用地を一筆単位で把握できる詳しい地図を用意します。この地図を基に、各筆での遊休農地等の発生状況を現地で確認する等の方法で把握します。把握した遊休農地等の発生状況は、一筆単位で記録します。



遊休農地の発生及び点検の状況

【配慮事項】

- ・ほ場整備の際に作成した詳しい図面等があれば、利用できます。
- ・詳しい地図が無い場合には、国土地理院や地元の自治体等が撮影した空中写真があれば地図の代わりに用います。
- ・他の点検活動と併せることにより、効率的に状況確認が行えます。

2. 開水路（ゲート等含む）に関する施設の点検

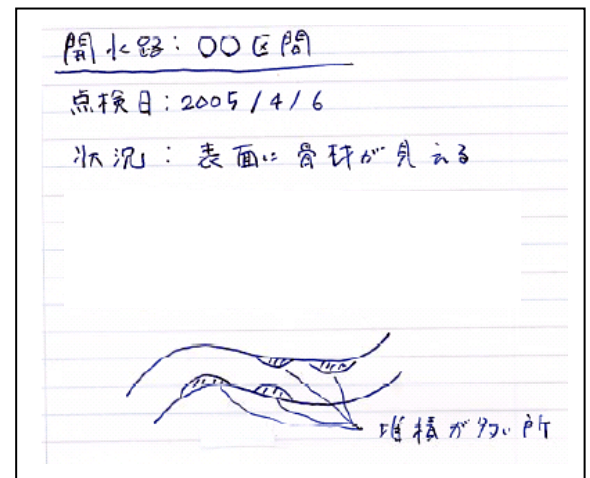
協定に位置付けたすべての水路について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【活動のねらい】

開水路は、土水路やコンクリート水路、制水門等のゲート類から構成されています。開水路の能力を低下させる状況が発生しないように、適切な共同作業計画を策定するには、泥の堆積状況やごみの投棄状況を確認することが大切です。

【活動の内容】

点検に当たっては、ゲート類等を含む各施設が通水障害を起こしていないか、あるいはその恐れがないか等の観点から、水路内の土砂の堆積状況、ごみの有無を目視で点検するとともに状況を記録し、共同活動の必要性を判断します。施設の点検時期は、水路内の水が少ないかんがい期前、あるいはかんがい期終了後や通水停止時に行うのが効率的です。なお、通年通水しているような水路では、水上部の見える範囲で水路の点検を実施します。



施設の状況メモ

【配慮事項】

通水能力が低下しないよう、日頃から点検活動を行うことが必要です。また、不具合が生じた場合の連絡体制と維持保全体制を作り、円滑な点検活動が行えるようにしておく必要があります。なお、通水障害が起こりやすい場所がある場合は、その部分の点検頻度を増やすことが必要です。



土砂の堆積状況

開水路の点検状況



3. パイプライン（ポンプ場、調整施設等含む）に関する施設の点検

協定に位置付けたすべてのパイプラインについて、適切な共同作業計画を策定するために、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【活動のねらい】

パイプラインは、パイプラインの他にポンプ場や調整施設（ファームポンド）等から構成されています。通水能力を低下させる状況が発生しないように、適切な共同作業計画を策定するには、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況やごみの投棄状況を確認することが大切です。

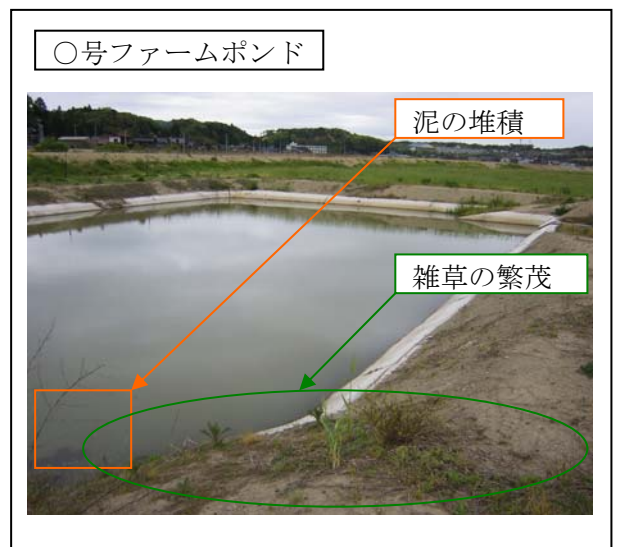
【活動の内容】

点検に当たっては、各施設が通水機能に障害を起こしていないか、あるいはその恐れがないか等の観点から、吸水槽等の泥の堆積状況、ごみの有無を目視で点検するとともに状況を記録し、共同活動の必要性を判断します。併せて、制水弁、給水栓等がきちんと作動するか確認しておきます。

施設の点検は、通水停止時期に行うと効率的です。

【配慮事項】

- ・通水能力が低下しないよう、日頃から点検活動を行うことが必要であり、不具合が生じた場合の連絡体制と維持保全体制を作り、円滑な点検活動が行えるようにしておく必要があります。
- ・空気弁等はマンホールに入っているもので、草や泥等で場所がわからなくなならないように、杭等の目印を付けておきます。



施設状況を写真に記録した例



ファームポンドの例

4. ため池（管理道路含む）に関する施設の点検

協定に位置付けたすべてのため池について、適切な共同作業計画を策定するために、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。

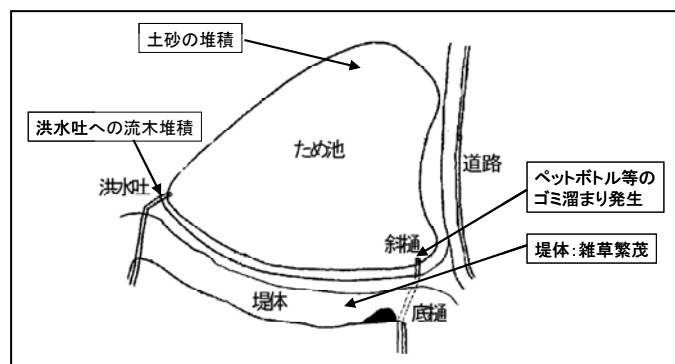
【活動のねらい】

ため池は、堤体、取水施設、洪水吐等から構成されています。貯水及び配水等に支障がないように、適切な共同作業計画を策定するには、泥の堆積状況やごみの投棄状況を確認することが大切です。

【活動の内容】

点検に当たっては、貯水及び配水等に支障がないか、あるいはその恐れがないか等の観点から、ため池の土砂の堆積状況、ごみの有無、管理道路の状況等を目視で点検するとともに状況を記録し、共同活動の必要性を判断します。

施設の点検時期は、ため池内の貯水量が少ない時期に行うと効果的です。



施設の状況メモ

【配慮事項】

- ・貯水及び配水等に支障がないよう、日頃から点検活動を行うことが必要であり、不具合が生じた場合の連絡体制と維持保全体制を作り、円滑な共同活動が行えるようにしておく必要があります。
- ・かんがい期の前には、取水施設の動作確認も併せて行い、正常に取水できることを確認します。

5. 農道に関する施設の点検

協定に位置付けたすべての農道について、適切な共同作業計画を策定するために、路面の凸凹の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。

【活動のねらい】

農道は、路面、路肩、側溝等から構成されています。通行に支障をきたすような状況等が発生しないように、適切な共同作業計画を策定するには、路面の凸凹の状況、側溝の泥の堆積状況やごみの投棄状況を確認することが大切です。

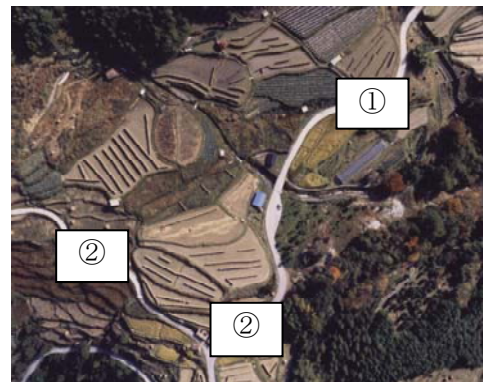
【活動の内容】

点検に当たっては、通行障害を起こしているものはないか、あるいはその恐れがないか等の観点から、路面の凸凹の状況、側溝の泥の堆積状況、ごみの投棄の有無等を目視で点検するとともにその状況を記録し、共同活動の必要性を判断します。

施設の点検時期は、路肩や法面に雑草が繁茂していない冬季や春先（融雪直後）に行うことが効果的です。

【配慮事項】

通行障害が発生しないよう、日頃から点検活動を行うことが必要であり、不具合が生じた場合の連絡体制と維持保全体制を作り、円滑な共同活動が行えるようにしておく必要があります。



地点	状況
①	側溝にゴミ有り
②	ぬかるみ状態

空中写真を利用した記録



雨でぬかるみ、水たまりのできた農道